

沿岸広域振興局長告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年2月26日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目地内、二丁目地内及び第4地割地内 区4-1から区4-4まで	295.00	4.00	平成28年2月8日
上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目地内、二丁目地内、三丁目地内及び第4地割地内 区6-1から区6-14まで	1,367.02	6.00	〃
上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目地内、二丁目地内、三丁目地内及び第4地割地内 区7-1から区7-3まで	410.16	7.00	〃
上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目地内、二丁目地内及び第4地割地内 区8-1及び区8-2	263.39	8.00	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。